



宮行評委第14号  
令和4年1月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会  
委員長 堀切川 一 男

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会  
部会長 内田 美穂

「県立高等技術専門校再編整備事業」に係る大規模事業評価について（答申）

令和3年11月1日付け総政第78号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙1のとおり答申します。

(別紙1)

県立高等技術専門校再編整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

なお、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

#### 記

- 1 再編整備により閉校となる県立高等技術専門校の跡地を管理するリスクを十分に認識し、早期に効果的な利活用方法について検討すること。
- 2 再編整備の基本方針を十分に踏まえ、その実現に向けた訓練内容の充実や訓練環境等の整備について更なる検討を行い、魅力溢れる新たな県立高等技術専門校にすること。